## 議案第37号

小田原市看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例

## 「改正理由」

市立病院における看護体制の充実を図る観点から看護師等奨学金の額等の見直しを行うため改正する。

## 「内 容]

1 奨学金の額の変更 (第4条関係)

奨学金の月額を次のように変更することとする。

区 分	改正後	改正前
看護師の養成施設に在学する者	6 万 円	5 万 円
助産師の養成施設に在学する者	6	8 万 円

2 奨学金の返還免除に係る要件の変更 (第10条関係)

市立病院における勤務の期間に応じた段階的な奨学金の免除制度の必要性を踏まえ、奨学金の全部又は一部の免除に係る期間の要件を、事業管理者が別に定める期間(現行は、奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間)とすることとする。

## [適 用]

令和6年度以後に奨学生に決定される者に係る奨学金について適用